

## 船舶事故調査報告書

平成29年2月23日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年8月21日 14時50分ごろ
発生場所	愛媛県今治市今治港 今治港蔵敷防波堤灯台から真方位151° 1.2海里（M）付近 （概位 北緯34° 02.8′ 東経133° 01.9′）
事故の概要	水上オートバイ政興業は、北西進中、今治港富田新港南岸の捨て石に乗り揚げた。 政興業は、船長及び同乗者1人が負傷し、船底部外板に亀裂等を生じた。
事故調査の経過	平成28年9月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ 政興業、0.1トン 281-43129愛媛、個人所有 2.85m（Lr）×1.06m×0.43m、FRP ガソリン機関、221kW、平成27年8月
乗組員等に関する情報	船長 男性 21歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成26年5月30日 免許証交付日 平成26年5月30日 （平成31年5月29日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（船長）、負傷 1人（同乗者A）
損傷	船底部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、3人用座席の最前部で操縦に当たり、友人1人及びバーベキューで知り合った知人1人（以下「同乗者A」という。）がそれぞれ同座席の中央部及び最後部に腰を掛け、別の知人3人を乗せたバナナボートを長さ約10mのえい航索で連結して‘今治港南方にある織田ヶ浜’（以下「本件砂浜」という。）からえい航を開始した。 船長は、本件砂浜から北東進して沖に出ようとしたものの、船首方

	<p>に遊走する2台の水上オートバイを、右舷方に複数の遊泳者をそれぞれ視認したので、一旦、今治港富田新港南岸に近寄って、同水上オートバイの遊走海域を迂回しながら北東方の沖に出ることとし、左転して北進した。</p> <p>船長は、その後、スロットルレバーを半開の状態です右舷方となった2台の水上オートバイに注意を向けながら、更に左転して北西方に転じて航行を続け、船首方を見たところ、捨て石に接近していることに気づき、スロットルレバーから指を離した。</p> <p>本船は、船長がスロットルレバーから指を離したものの、平成28年8月21日14時50分ごろ、今治港富田新港南岸の捨て石に乗り揚げて右舷側に倒れた。</p> <p>船長は、右手の甲に擦過傷を負った。</p> <p>船長は、本船が乗り揚げた際、本船の最後部座席の同乗者Aが落水して負傷したのを認めた。</p> <p>周囲にいた人は、本事故を目撃し、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>本船は、知人のプレジャーボートで引き出され、自力で所属するマリーナに帰った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、友人主催のバーベキューに他の友人3人と参加していた。</p> <p>船長は、平成26年ごろから1年に約2～3回水上オートバイを操縦しており、平成28年に入って2回目の操縦でバナナボートをえい航するのは初めてであった。</p> <p>船長は、船首方の捨て石に接近していることに気付いた際、操縦ハンドルを操作しようとしたものの、操縦ハンドルを操作するとえい航しているバナナボートが遠心力で振れて捨て石に乗り揚げると思い、操縦ハンドルを操作できなかった。</p> <p>船長は、飲酒をしていなかった。</p> <p>バナナボートは、本事故発生時、えい航索が本船から外れて本船の左舷船尾方で漂流していた。</p> <p>船長、友人、同乗者A及びバナナボートの搭乗者3人は、全員救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、今治港富田新港の南岸沖を北西進中、船長が、右舷方を遊走する水上オートバイ2台に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、富田新港南岸の捨て石に接近していることに気付くのが遅れ、同捨て石に乗り揚げたものと考えられる。</p>

	<p>本船が乗り揚げた際、同乗者Aが落水して負傷したものと考えられるが、同乗者Aから情報が十分に得られなかったため、負傷の状況を明らかにすることができなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、今治港富田新港の南岸沖を北西進中、船長が、右舷方を遊走する水上オートバイ2台に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、富田新港南岸の捨て石に接近していることに気付くのが遅れ、同捨て石に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中、常時適切な見張りを行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

